

改正	昭和50年3月29日条例第10号	昭和51年3月31日条例第19号
	昭和52年6月20日条例第22号	昭和56年3月31日条例第21号
	昭和56年7月9日条例第30号	昭和57年3月31日条例第15号
	昭和57年12月20日条例第39号	昭和58年3月14日条例第2号
	昭和59年9月20日条例第31号	昭和59年12月24日条例第40号
	昭和62年12月15日条例第26号	平成6年3月30日条例第9号
	平成6年9月30日条例第25号	平成9年6月27日条例第15号
	平成12年3月10日条例第4号	平成13年3月29日条例第8号

(目的)

第1条 この条例は、乳幼児、心身障害者及び母子家庭等に対し、医療費の一部を助成することにより、乳幼児の健やかな育成と心身障害者及び母子家庭等の保健の向上に寄与し、もってその生活の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

(受給資格)

第2条 この条例の規定により医療費の助成を受けることができる者は、丸亀市の区域内に住所を有し、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は第4条第1号から第5号に定める社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）及び老人保健法（昭和57年法律第80号）の規定により医療に関する給付を受けることができる者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている者を除く。

(1) 乳幼児医療費	出生の日から満6歳に達する日の属する月の末日までの乳幼児
(2) 心身障害者医療費	ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者のうち障害程度の等級が1級から4級までの者又は療育手帳実施要領（香川県要領昭和49年4月1日施行。以下「要領」という。）に規定する障害の確認のうち、中度以上の障害により要領第3項第8号に規定する療育手帳の交付を受けた者 イ 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定に基づき交付を受けた戦傷病者手帳に恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2（恩給法の一部を改正する法律（昭和28年法律第155号）による改正前の恩給法別表第1号表ノ4中第七項を含む。）並びに別表第1号表ノ3のうち第一款症及び第二款症に該当する者として記載されている者
(3) 母子医療費	ア 配偶者のない女子で現に児童（20歳に達した日の属する月の末日までの者をいい、以下「児童」という。）を扶養している者 イ 配偶者のない女子が現に扶養している児童 ウ 父母のない児童 エ 配偶者のない男子が現に扶養している児童 オ 20歳以上の婚姻（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていない姉が現に児童たる弟妹を扶養している場合の姉等アに掲げる者に準ずると市長が認める者

(対象者)

第3条 助成の対象者（以下「対象者」という。）の認定は、前条に規定する者若しくはその保護者の申請に基づいて市長が行う。

(助成の範囲)

第4条 市長は、次に掲げる法律の規定により対象者が負担した額から付加給付等を控除した額を助成する。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (4) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (5) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (6) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (7) 老人保健法

(助成期間)

第5条 第3条の規定によって受給資格を有する者と認められる者が、前条の規定によって助成を受けることができる助成期間は、市長が定めるところによる。

(医療証)

第6条 市長は、対象者に対し別に定めるところにより助成を受ける資格を証する医療証を交付する。

- (1) 第2条に規定する受給権者のうち二以上の医療証の交付を受けることになる者に対しては、市長が指定するいずれか一の医療証を交付するものとする。
- (2) 対象者は、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者（以下「医療機関等」という。）から診療薬剤の支給又は手当を受けるとき、医療機関等に医療証を提示するものとする。

(助成の方法)

第7条 医療費の助成は、助成する額を丸亀市と契約した医療機関等に支払うことにより行う。

2 前項の規定にかかわらず、老人保健法の適用を受ける者に係る医療費及び訪問看護療養費については、対象者に支払うことにより助成を行う。また、その他市長が特別の理由があると認めるときは、対象者に支払うことにより助成を行うことができる。

(請求期間)

第8条 前条に規定する医療費の請求期間は、診療月の翌月の初日から起算して1年以内とする。

(譲渡又は担保の禁止)

第9条 この条例の規定による助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(損害賠償との調整)

第10条 市長は、第2条各号に規定する者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、その者が受けるべき同条に規定する医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した同条に規定する医療費のうち、これに相当する金額を返還させることができる。

(助成費の返還)

第11条 偽りその他不正の行為によって、この条例の規定による助成を受けた者があるときは、市長はその者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。
(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和49年4月1日から施行する。
- 2 丸亀市乳幼児に対する医療費助成条例（昭和47年条例第33号）及び丸亀市高齢者に対する医療費の助成に関する条例（昭和46年条例第2号）は、廃止する。
- 3 前項各条例の規定に基づき現に医療証の交付を受けている者は、この条例の規定による医療証の交付申請をしたものとみなす。

附 則（昭和50年3月29日条例第10号）

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和51年3月31日条例第19号）

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年6月20日条例第22号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。
- 2 この条例施行の際、現に心身障害者医療費の助成を受けているものについては、なお従前の例による。

附 則（昭和56年3月31日条例第21号）

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年7月9日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和56年7月1日から適用する。

附 則（昭和57年3月31日条例第15号）

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年12月20日条例第39号）

- 1 この条例は、昭和58年2月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の丸亀市市民福祉医療費助成条例の規定は、昭和58年2月診療分に係る医療費の助成から適用し、同月前に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（昭和58年3月14日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和58年2月1日から適用する。

附 則（昭和59年9月20日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

附 則（昭和59年12月24日条例第40号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和59年10月1日から適用する。
- 2 この条例による改正後の丸亀市市民福祉医療費助成条例第2条及び第4条の2の規定は、昭和59年10月1日以後において受けた医療に係る医療費の支給について適用し、同日以前において受けた医療に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（昭和62年12月15日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和63年3月1日以後の医療について適用する。

附 則（平成6年3月30日条例第9号）

この条例は、平成6年5月1日から施行する。

附 則（平成6年9月30日条例第25号）

この条例は、平成6年10月1日から施行する。

附 則（平成9年6月27日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月10日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年3月29日条例第8号）

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この条例施行の際、現に改正前の第2条の規定により老人医療費の受給資格を有する者については、なお従前の例による。

改正	昭和50年4月25日規則第15号	昭和50年12月15日規則第28号
	昭和52年6月6日規則第7号	昭和56年7月9日規則第20号
	昭和58年1月31日規則第1号	昭和58年3月14日規則第5号
	昭和59年3月28日規則第4号	昭和59年12月24日規則第26号
	昭和61年4月1日規則第9号	昭和62年12月15日規則第29号
	平成元年1月11日規則第1号	平成6年9月30日規則第30号
	平成7年12月14日規則第28号	平成9年8月14日規則第18号
	平成11年2月10日規則第3号	平成11年5月31日規則第21号
	平成12年3月31日規則第10号	平成12年12月28日規則第46号
	平成14年9月30日規則第40号	

(目的)

第1条 この規則は、丸亀市市民福祉医療費助成条例（昭和49年条例第12号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(助成の適用)

第2条 条例第2条に定める資格を有するに至った者の助成の適用期日は、申請した日の属する月の初日とする。ただし、正当な理由により申請が遅れた場合にあっては、市長が認めた日とする。

(対象者)

第3条 条例第6条に規定する医療証の交付を受けようとする者は、丸亀市市民福祉医療証交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査の上、認否を決定し、丸亀市市民福祉医療証（様式第2号）を交付する。

(医療証の有効期間)

第4条 医療証の有効期間は、条例第2条第1号に該当する者は同号に定める日まで、同条第2号から第3号までに該当する者は毎年8月1日から翌年7月31日までとする。

(医療証の返還)

第5条 対象者は、その資格を喪失したときは、速やかに医療証を市長に返還しなければならない。

(医療証の再交付)

第6条 対象者は、医療証を紛失した場合及び破損又は汚損により使用できなくなったときは、丸亀市市民福祉医療証再交付申請書（様式第3号）により市長に医療証の再交付を申請することができる。

2 医療証を破損又は汚損したときの前項の申請には、同項の申請書にその医療証を添えなければならない。

3 対象者は、医療証の再交付を受けた後において、紛失した医療証を発見したときは、速やかに発見した医療証を市長に返還しなければならない。

(届出)

第7条 対象者は、健康保険の種類、氏名又は住所を変更したときはその旨を速やかに市長に届け出なければならない。

(助成申請及び医療費請求)

第8条 条例第7条第1項の規定により助成される医療費を請求しようとする医療機関等は、様式第4号に定める請求書により市長に請求しなければならない。

2 条例第7条第2項の規定による医療費の助成を受けようとする対象者は、丸亀市市民福祉医療費助成申請書（様式第5号）により市長に申請しなければならない。ただし、丸亀市と契約した医療機関等から様式第6号に定める報告書の提出があったときは、この申請があったものとみなすことができる。

3 前項の場合において、国民健康保険法若しくは社会保険各法の規定による高額療養費又は老人保健法（昭和57年法律第80号）の規定による高額医療費の支給を受けることができる者は、その旨を市長に申し出なければならない。

4 前項の規定による助成申請には、丸亀市市民福祉医療証を提示しなければならない。

附 則

1 この規則は、昭和49年4月1日から施行する。ただし、条例第2条第1号及び第2号の規定に該当する者に係る条例第10条に定める医療費の返還については、なお従前の例による。

2 丸亀市乳幼児に対する医療費助成条例施行規則（昭和48年規則第7号）、丸亀市高齢者に対する医療費の助成に関する条例施行規則（昭和46年規則第3号）は、廃止する。

附 則（昭和50年4月25日規則第15号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

附 則（昭和50年12月15日規則第28号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和50年12月1日から適用する。

附 則（昭和52年6月6日規則第7号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。

附 則（昭和56年7月9日規則第20号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和56年7月1日から適用する。

附 則（昭和58年1月31日規則第1号）

1 この規則は、昭和58年2月1日から施行する。

2 昭和58年1月31日までに受けた医療に関する医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（昭和58年3月14日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和58年2月1日から適用する。

附 則（昭和59年3月28日規則第4号）

1 この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

2 この規則の施行日の前日において有効である母子医療費に係る医療証については、その有効期限を昭和59年6月30日とする。

附 則（昭和59年12月24日規則第26号）

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和59年10月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

2 この規則による改正後の丸亀市市民福祉医療費助成条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第3条の規定の対象となる社会保険各法本人は、適用日以後昭和60年3月31日までに同条に定める申請書を提出しなければならない。適用日前にこれらの者が受けた医療に関する医療費の支給については、なお従前の例による。

3 改正後の規則第2条第2項中医療を受けた期間の規定及び第4条の規定は、昭和61年1月1日以後において受ける医療に係る医療費の支給について適用し、同日前において受ける医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（昭和61年4月1日規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年12月15日規則第29号）

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和63年3月1日以後の医療について適用する。
2 この規則による改正前の様式第4号及び第5号は、前項の規定にかかわらず、当分の間、なお使用することができる。

附 則（平成元年1月11日規則第1号）

1 この規則は、公布の日から施行し、平成元年1月8日から適用する。
2 この規則の規定により改正される各様式は、当分の間、改正前のこれらの様式の必要部分を修正して使用することができる。

附 則（平成6年9月30日規則第30号）

この規則は、平成6年10月1日から施行する。

附 則（平成7年12月14日規則第28号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年8月14日規則第18号）

この規則は、平成9年9月1日から施行する。

附 則（平成11年2月10日規則第3号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年5月31日規則第21号）

1 この規則は、平成11年7月1日から施行する。
2 この規則の規定により改正される各様式は、当分の間、改正前のこれらの様式の必要部分を修正して使用することができる。

附 則（平成12年3月31日規則第10号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年12月28日規則第46号）

1 この規則は、平成13年1月1日から施行する。
2 この規則の規定により改正される各様式は、当分の間、改正前のこれらの様式の必要部分を修正して使用することができる。

附 則（平成14年9月30日規則第40号）

1 この規則は、平成14年10月1日から施行する。
2 この規則の規定により改正される各様式は、当分の間、改正前のこれらの様式の必要部分を修正して使用することができる。

様式第1号

丸亀市市民福祉医療証交付申請書

年 月 日

丸亀市長 殿

申請者 住所 丸亀市 町 番地
 (保護者) 氏 名 印

下記のとおり丸亀市市民福祉医療証の交付を申請します。

医療の種類					
受診者	氏名				男・女
	住所	丸亀市	町	番地	
	年 月 日生	保護者との続柄			
加入保険	保険の種類	政・組・船・共・国 (一般・退本・退家)			
	被保険者証の記号番号		付加給付	有・無	
	保険者名				
	保険者住所				
心身障害者(児)	手帳番号		障害種類	視・聴・音 肢・内・知	級 療育手帳
医療費払込希望 金融機関					
遺児である証明	上記の者は遺児に相違ないことを証明します。 年 月 日 民生児童委員 印				
所得状況		氏 名	所得額	控除額	対象額
	受診者				
	配偶者				
	扶養義務者				

注 太線で囲んでいるところは記入しないでください。

様式第2号

（表
面）

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">丸亀市市民福祉医療証</div>		
医療の種類		
医療証番号		
受給者	住所 丸亀市 町	
	氏名	男・女
	生年月日	年 月 日
有効期間	年 月 日から	
	年 月 日まで	
上記の者は、丸亀市が医療費の一部を助成する者であることを証明する。		
香川県 丸亀市長 印		
交付年月日	年 月 日	

注 意 事 項

- 1 この制度で給付を受ける場合は、必ずこの証を被保険者証に添えて医療機関の窓口提出してください。
- 2 この証は、本人以外は使用できません。
- 3 この証を紛失又は損傷したときは、再交付を受けてください。
- 4 生活保護を受けるようになったとき又は転出したとき及び有効期限が切れたときなどはこの証は使用できませんから、必ず返納してください。
- 5 この証では、健康相談、健康診断、予防接種、容器代などには使用できません。
- 6 この証は、現在加入している保険者（国民健康保険、社会保険、その他の保険）から他の保険者にかわった場合又は保険証の記号番号が変更になった日以降は、ただちに届出してください。
- 7 医療費の請求は、診療月の翌月の初日から1年以内です。

丸亀市市民福祉医療証再交付申請書

年 月 日

丸亀市長 殿

申請者 住所 丸亀市 町 番地
 (保護者) 氏名 印

下記のとおり丸亀市市民福祉医療証の再交付を申請します。

医療の種類					
受診者	氏名				男・女
	住所	丸亀市	町	番地	
	年 月 日生		保護者との続柄		
再交付申請の理由	1 紛失 2 破損 3 その他 ()				

4 乳幼児医療費
 月診療分 〇 心身障害者医療費 助成費請求書
 8 母子医療費

請求額	円
-----	---

上記のとおり請求いたしますので下記口座に振り込んでください。

丸亀市病院

医療機関等の所在地
 名称及び開設者氏名 _____ 印
 振込先 _____ 銀行 _____ 支店 _____ 口座番号 _____

内 訳 書

行 番 号	保 険 区 分	氏 名	医 療 証 番 号	入 院 外 来	診 察 日 数	他 診 費 額	高 額 療 養 費 [付 加 給 付 額]	市 費 租 額			入 院 開 始 年 月 日	
								診 察 に 関 連 する 租 額	基 本 租 額	納 付 金 額		入 院 開 始 日 数
1	国・社			入・外			円	円	円		日	日
2	国・社			入・外								日
3	国・社			入・外								日
4	国・社			入・外								日
5	国・社			入・外								日
6	国・社			入・外								日
7	国・社			入・外								日
8	国・社			入・外								日
9	国・社			入・外								日
10	国・社			入・外								日
11	国・社			入・外								日
12	国・社			入・外								日
13	国・社			入・外								日
14	国・社			入・外								日
15	国・社			入・外								日
合 計								①	②	③		

注 1 診療月・診療日ごとに集計すること。
 2 請求額【市費租額①+②+③】は各診療日を集計し、最初のページのみ記入すること。

【 注のうち ②】

九龍市中區福祉医療費助成申請書

九龍市長殿

年 月 日

医療の種類											
受診者	医療証番号										
	住所										
	氏名										
申請者氏名											印

下記のとおり本人負担額を支払いましたので、助成金の申請をします。

記

診療報酬による本人負担額

〔医療機関等記入欄〕

(年 月 分) 保険の種類 国保【一般・退職・組合(本人・扶養)】
 社保【政(日)・組・船・共(本人・扶養)】

区 分		入 院	入 院 外
診 療 報 酬 点 数		点	点
他 法 負 担 点 数		点	点
保 険 者 負 担 点 数 (高 額 療 養 費 除 く。)		点	点
本人負担額	診 療 報 酬 に か か る 負 担 額	円	円
	薬 剤 一 部 負 担 金		円
	入 院 時 食 事 療 養 費 (食 事 日 数 日)	円	
入 院 開 始 年 月 日		年 月 日	
本 月 の 入 院 継 続 日 数		日	

証明年月日 年 月 日

所在地及び名称・問い合わせ先等

医療機関コード

TEL () - 印

本人負担額 A	高額療養費 B	附加給付額 C	助成決定額 E E=A-(B+C)

丸亀市長殿

医療機関等の所在地
名称及び開設者氏名

印

下記のとおり保険診療を行ったので報告します。

行番号	保険区分	氏名	医療証番号	入院外来	診療報酬 点	他費負担 点	高額 医療費	本人負担額		入院開始 年 月 日 ----- 本月の 入院日数
								診療報酬にかかる負担額 又は一割負担(適用回数)	食事日数 食事回数等	
1	国・社			入・外				円	日	・ 日
2	国・社			入・外				円	日	・ 日
3	国・社			入・外				円	日	・ 日
4	国・社			入・外				円	日	・ 日
5	国・社			入・外				円	日	・ 日
6	国・社			入・外				円	日	・ 日
7	国・社			入・外				円	日	・ 日
8	国・社			入・外				円	日	・ 日
9	国・社			入・外				円	日	・ 日
10	国・社			入・外				円	日	・ 日
11	国・社			入・外				円	日	・ 日
12	国・社			入・外				円	日	・ 日
13	国・社			入・外				円	日	・ 日
14	国・社			入・外				円	日	・ 日
15	国・社			入・外				円	日	・ 日
合 計										

注 診療月・診療科目ごとに集計すること。

(枚のうち 枚)

丸亀市市民福祉医療費助成申請書

丸亀市長殿

平成 年 月 日

医療の種類	4 乳幼児医療		5 心身障害者医療		6 母子医療	
受診者	医療証番号					
	住所	丸亀市 町		丁目 番号 番地		
	氏名	(昭和・平成 年 月 日生)				
申請者氏名						印

下記のとおり本人負担額を支払いましたので、助成金の申請をします。

記

診療報酬による本人負担額

《医療機関等記入欄》

保険の種類

国保〔一般・退職・組合〈本人・扶養〉〕

(年 月分)

社保〔政(日)・組・船・共〈本人・扶養〉〕

区 分		入 院				入 院 外			
診療報酬点数					点				点
他法負担点数					点				点
保険者負担点数(高額療養費除く)					点				点
本人負担額	診療報酬にかかる負担額	円				円			
	薬剤一部負担金	円				円			
	入院時食事療養費	(食事日数 日) 円							
入院開始年月日		年 月 日							
本月の入院継続日数		日							

証明年月日 平成 年 月 日

所在地及び名称・問い合わせ先等

医療機関コード

印

TEL () -

本人負担額 A	高額療養費 B	附加給付額 C	助成決定額 E E = A - (B + C)

市町コード	診療年月	医療区分	医療機関コード	計算区分
014				4

様式第4号(第8条関係)

平成 年 月 日

4. 乳幼児医療費
 月診療分 5. 心身障害者医療費 助成費請求書
 6. 母子医療費

請求額 円

上記のとおり請求いたしますので下記口座に振り込んでください。

丸亀市長殿

医療機関等の所在地
 名称及び開設者氏名

印

振込先 銀行 支店 口座番号

内 訳 書

行番号	保険区分	氏名	医療証番号	入院外来	診療報酬点数	他法負担点数	高額療養費(付加給付額)	市負担額		入院開始年月日	
								診療報酬に係る負担額	入院時食事日数 入院時食事療養費	日	日
1	国・社			入・外	点	点	円	円	日	日	日
2	国・社			入・外							日
3	国・社			入・外							日
4	国・社			入・外							日
5	国・社			入・外							日
6	国・社			入・外							日
7	国・社			入・外							日
8	国・社			入・外							日
9	国・社			入・外							日
10	国・社			入・外							日
11	国・社			入・外							日
12	国・社			入・外							日
13	国・社			入・外							日
14	国・社			入・外							日
15	国・社			入・外							日
合 計								①	②		

注 1. 診療月ごとに集計すること。
 2. 請求額(市負担額①+②)を合計し、記入すること。

市町コード	診療年月	医療区分	医療機関コード	計算区分
014				4

様式第4号(第8条関係)

平成 年 月 日

4. 乳幼児医療費
 月診療分 5. 心身障害者医療費 助成費請求書
 6. 母子医療費

請求額 円

上記のとおり請求いたしますので下記口座に振り込んでください。

丸亀市長殿

医療機関等の所在地
 名称及び開設者氏名

印

振込先 銀行 支店 口座番号

内 訳 書

行番号	保険区分	氏名	医療証番号	入院外来	診療報酬点	他法負担点	高額療養費(付加給付額)円	市負担額		入院開始年月日	本月の入院日数
								診療報酬に係る負担額円	入院時食事日数 入院時食事療養費日		
1	国・社			入・外	点	点	円	円	日	・	日
2	国・社			入・外						・	日
3	国・社			入・外						・	日
4	国・社			入・外						・	日
5	国・社			入・外						・	日
6	国・社			入・外						・	日
7	国・社			入・外						・	日
8	国・社			入・外						・	日
9	国・社			入・外						・	日
10	国・社			入・外						・	日
11	国・社			入・外						・	日
12	国・社			入・外						・	日
13	国・社			入・外						・	日
14	国・社			入・外						・	日
15	国・社			入・外						・	日
合計								①	②		

注 1. 診療月ごとに集計すること。
 2. 請求額(市負担額①+②)を合計し、記入すること。